

(案)

契 約 書

1 業務番号及び業務内容

水産修第2号 愛媛県漁業取締船せとかぜ中間検査受検(船体部)に係る修繕業務
修繕項目は、別紙のとおり

2 修繕場所

3 引渡場所

4 修繕期間

着手：令和 年 月 日 完了：令和 年 月 日

5 修繕代金

金 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)

6 契約保証金

上記について、発注者愛媛県知事(以下「甲」という。)と請負者(以下「乙」という。)とは、次の条項により契約を締結する。

第1条 乙は、修繕項目に基づき、頭書の修繕代金額をもって、頭書の工期内に頭書の修繕を完了し、甲に引き渡さなければならない。

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

第3条 乙は、甲に対する責務の全部を一括して第三者に委任してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

第4条 分解による精密点検その他の事由により、修繕の内容、工期又は修繕代金を変更する必要が生じたときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

第5条 甲は、乙の修繕の施工について、自己に代わって現場において監督又は指示する監督員を選定することができる。

第6条 乙は、修繕を完了したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に乙立会のもとに検査を行い、検査に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

3 修繕の対象となる物件若しくは修繕に使用する材料、部品等が船舶安全法その他関係法令に定める検査を受けるべきときは、当該検査に合格したことを甲が確認することによって前項の検査に合格したものとする。ただし、甲が更に検査を必要と認めたときは、この限りではない。

4 第2項の検査に合格しないときは、乙は、その責任において、遅滞なく是正又は改善をして甲の検査を受けなければならない。この場合における第2項の期間は、甲が乙から是正又は改善を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

第7条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、書面により修繕代金を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に支払わなければならない。

第8条 乙の責に帰する事由により、期間内に債務の履行を完了することができない場合において、期限後に履行する見込みがある時は、甲は、乙から遅延利息を徴収して、引渡しの時期を延期することができる。

2 前項の遅延利息の額は、修繕代金額から履行完了部分（検査に合格することを条件とする履行完了部分に限る）に対する代金相当額を排除した額につき、遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率で計算した額とする。

3 甲の責に帰する事由により、前条第2項の支払いが遅れたときは、乙は、遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率で、甲に対して遅延利息の支払いを請求することができる。

第9条 乙は、その責に帰すべき事由により、修繕の対象物件に損害があったときは、その損害を賠償するものとする。

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰する事由により、期限内又は期限後相当の期間内に修繕を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な事由なしに着手時期を過ぎても修繕に着手しないとき。
- (3) 第2条及び第3条の定めに違反したとき。
- (4) 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。

2 前項の定めにより契約を解除した場合において、修繕の履行部分で検査に合格したものについては、甲は、その修繕部分に対する代金相当額を支払うものとする。

第11条 頭書の契約保証金を免除している場合において、第10条第1項の定めにより甲が契約を解除したときは、乙は頭書の修繕代金額から、同条第2項に定める打切り精算額を差引いた額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に甲に納付しなければならない。乙の責に帰すべき事由により、契約が無効となった場合も同様とする。

第12条 この契約に基づく違約金等乙の金銭債務については、甲は、修繕代金と相殺できるものとし、なお、不足を生ずるときは、追徴するものとする。

第13条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛 媛 県

知 事 中 村 時 広

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号

に規定する子会社をいう。)である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

- 第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

- 第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第58条第1項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第58条第2項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第8章 罰則

第176条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(注) 1 甲は、愛媛県（実施機関）、乙は受託者をいう。

2 「損害賠償」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるものであるため、契約書本文に当該条項がある場合は、特記事項から削除するものとする。

3 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

4 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を遵守するほか、国の個人情報保護委員会が策定したガイドライン、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、必要な事項を追加するものとする。